

令和7年4月8日

保護者の皆様

鳴門教育大学附属小学校
校長 若井 ゆかり

携帯電話・スマートフォンの使用について（お知らせ）

時下、保護者の皆さまにおかれましては、ますますご健勝にてお過ごしのことと存じます。日頃は本校教育に対して、ご理解・ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本校では、「学校における携帯電話の取り扱い等について（通知）」（文部科学省平成21年1月）の趣旨に鑑み、学校における子どもの携帯電話・スマートフォンの所持を原則禁止にしております。しかし、特別な理由で所持を希望される場合、「携帯電話の所持許可願」を出していただき、許可することにしております。つきましては、「携帯電話の所持許可願」が必要な方は、計画帳等を通じて、担任までお申し出ください（許可願は年度ごとにご提出いただいています）。

許可された場合は、次のことを必ずお守りください。

- ・管理については、本人の責任において行う。
 - ・学校では音やバイブレーションを切っておく。
 - ・学校や登下校時には、友達の目に触れないようにする。
 - ・所持していることを他人に漏らさないように徹底する。
- ※特に登下校中のJR・バスの中で使用しないようご指導ください。

携帯電話・スマートフォンの使用については、多くの危険が伴います。学校における所持許可の有無にかかわらず、次のことにご留意いただけますよう、お願いいたします。

- 1 お子様が使う携帯・スマートフォン、パソコン、ゲーム機等には必ずフィルタリングをかける。
 - *フィルタリングをすることは、保護者の責務になっています。
 - *ゲーム機や音楽プレーヤーでもインターネット等を利用できるものもあります。
 - *スマートフォンには、次の3つのフィルタリングが必要です。
 - ①携帯電話回線によるフィルタリング
 - ②無線LAN回線によるフィルタリング
 - ③「アプリ」のフィルタリング
- 2 パスワードや使用時間等は、保護者が管理し、家庭でルールを決めて徹底する。
- 3 保護者の方の目の届くところで使うようにする。
 - *「親の目のフィルタリング」が、お子様を守るうえで大変効果があります。

※裏面に「ご挨拶」の手紙があります。